



会 議：国際海事機関（IMO）第 74 回海洋環境保護委員会（MEPC 74）

開催場所：国際海事機関（IMO）、英国、ロンドン

会議期間：2019 年 5 月 13 日～17 日

参加国：国および地域：112、政府間機構：10、国際機関：54

海技研からの出席者：

太田 進：国際連携センター長

久米 健一：流体設計系実海域性能研究グループ長

概要：海洋環境保護委員会は、

- 電子記録簿の使用を認めるための MARPOL 条約附属書 I、II、V 及び VI 並びに NOx テクニカルコードの改正案を採択した。発効は 2020 年 10 月 1 日の予定。
- GESAMP Hazard Profile（GHP）に基づいて各化学品の運送方法を決定するための新 21 章、及び、同章の規定に基づいて変更された各種化学品の運送方法を含む、IBC コード改正案を採択した。発効は 2021 年 1 月 1 日の予定。
- エネルギー効率設計指標（EEDI）フェーズ 3 の規制値の審議では、一部の船種については開始年の前倒しと削減率の強化に合意した。次回の MEPC75 で採択される予定。

主な貢献

太田は、義務要件の検討及び採択（議題 3）の審議を担当し、議題 3 の起草部会（Drafting Group）に参画し、条約改正案等の仕上げに貢献した。

久米は、大気汚染及びエネルギー効率（議題 5）のうち、EEDI に係る審議を担当し、議題 5 の作業部会に参画し、EEDI レビューに関する通信部会（CG）の最終報告を踏まえた EEDI フェーズ 3 規制値の改正、超大型バルカーの参照線の再設定、アイスクラス船への補正係数の導入等に対する審議に対応した。

主な審議結果

当所職員が担当した議題の主な審議結果は以下の通りである。他の事項及び審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。

1 義務要件の改正案等の採択

1.1 電子記録簿の使用を認めるための MARPOL 条約等の改正

委員会は、電子記録簿の使用を認めるための MARPOL 条約附属書 I、II、V 及び VI 並びに NOx テクニカルコードの改正案を採択した。発効は 2020 年 10 月 1 日の予定。

1.2 IBC コード（危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則）の改正

個々の化学品の運送方法を、GESAMP（海洋環境保護の科学的側面に関する国際連合同専門家会合）による化学品の危険性評価結果（Hazard Profile）に基づいて決定するための新 21 章及び



同章の規定に基づいて変更された各種化学品の運送方法を含む、IBC コードの改正案を採択した。この改正案は、6月5日～14日に開催される第101回海上安全委員会（MSC 101）でも採択され、2021年1月1日に発効する予定。

2 エネルギー効率設計指標（EEDI）

2.1 EEDI 規制フェーズ3の規制値

委員会は、バルカー、タンカー、冷凍運搬船、兼用船、RORO 船のフェーズ3規制値は当初計画通りとすることに合意した。一方で、一般貨物船、LNG 運搬船、クルーズ旅客船及び載貨重量15,000トン以上のガス運搬船については、フェーズ3規制の開始年を2025年から2022年に前倒しし、コンテナ船についてはフェーズ3規制の開始年を2022年に前倒しするとともに、最大50%まで変化する削減率を船の大きさ毎に設定する、MARPOL 条約附属書 VI の改正案に合意した。

2.2 超大型バルカーの参照線の再設定

委員会は、燃費性能に優れているにも拘わらず、極端に厳しい規制値となっている超大型バルカーについて、279,000DWT 以上で参照線を一定にする MARPOL 条約附属書 VI の改正案に合意した。

2.3 EEDI 規制におけるアイスクラス船の規定

委員会は、IA および IA Super 級のアイスクラス船については、EEDI の値を1.05分の1にするため、EEDI 計算式に補正係数（ $f_m=1.05$ ）を導入する、2018 EEDI 計算法ガイドラインの改正案に合意した。

3 次回会合

MEPC 75 は、2020年3月30日から4月3日まで、ロンドンの IMO 本部で開催される予定である。